

入札説明書

令和8年度川崎市立小学校自然教室運営委託

令和7年8月28日公示分

川崎市

教育委員会事務局学校教育部指導課

「令和8年度川崎市立小学校自然教室運営委託」に係る入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 履行場所

各実施校及び川崎市八ヶ岳少年自然の家 他

2 契約期間

契約日～令和9年3月31日

3 業務概要

川崎市立小学校自然教室運営業務（人員輸送、連絡調整ほか）

4 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登載されていること。なお、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登載のないもの（入札参加業種に登載のないものも含む）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和7年9月3日（水）までに行うこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

5 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階

（郵送先 〒210-8577）

教育委員会事務局学校教育部指導課 自然教室担当 恒松

電話 044-200-0498（直通）

FAX 044-200-2853

メール 88sidou@city.kawasaki.jp

※ 競争入札参加申込書は、メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

(2) 配布及び提出期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月3日（水）までとします。

（土曜日及び日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

6 入札説明書の交付

5により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は5（1）の場所において令和7年8月28日（木）から令和7年9月3日（水）

(土曜日及び日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)まで縦覧に供します。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

5により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和7年9月11日(木)までに電子メール又はFAXで送付します。

8 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

5(1)と同じ

※問合せは電子メール又はFAX等の書面のみとし、確認のため送付後には必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和7年9月11日(木)から令和7年9月18日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和7年9月25日(木)午後5時までに、電子メール又はFAXにて回答します。

(4) その他

ア 受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての会社に回答いたします。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

イ 有料道路代及びバス運行に関する経費、バス借上げに伴う運転手に係る経費、その他に要する一切の経費はバス単価に含めてください。

ウ 委託代金の支払いについては、契約単価、実際のクラス数、児童生徒人数に基づきます。なお児童生徒、引率者、バス台数等については現在見込み数で算定しておりますので、変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

エ 食事代として「算出内訳書」に記載の金額を必ず見込んでください。

(2) 入札は、所定の入札書をもって行き、入札件名を記載した封筒に入札書を封印して提出してください。

(3) 「算出内訳書」については、必ず持参してください。

(4) 入札方法

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和7年10月7日(火) 午前10時00分
入札書の提出場所 川崎市役所南庁舎 7階 会議室
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和7年10月6日(月) 必着

入札書の提出場所 5(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、5(1)の場所に必ず電話をしてください。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

10(4)アに同じ

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

1.1 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札会場に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

1.2 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

1.3 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

1.4 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し

立てることができます。

15 その他

- (1) 落札者の決定後、苦情申立が行われた場合は、委員会申立の検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。
- (2) この入札説明書は、この入札の目的以外には使用できません。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

入札に関する関係書類等

- 1 入札説明書
- 2 契約書様式
- 3 入札書様式見本
- 4 委任状見本

単 価 契 約 書

契約番号

令和7年度

- 1 件 名 令和8年度川崎市立小学校自然教室運営委託
- 2 履 行 場 所 各実施校及び川崎市八ヶ岳少年自然の家 他
- 3 契 約 単 価 別紙のとおり
契約単価は、消費税及び地方消費税額を含まないものとし、代金支払いのときに加算するものとする。ただし、個人賠償責任保険は除くものとする。
- 4 推 定 総 金 額 ￥
- 5 契 約 期 間 着手期限 令和7年 月 日
完成期限 令和9年 3月 31日
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記の委託について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川 崎 市
川 崎 市 長

福 田 紀 彦 印

受注者 (受託者)
住 所

商号又は名称
代 表 者 名

印

単価契約一覧表

契約番号

行No.	物 品 コード	品名・業務名等	単位	単価
		規格・形状・寸法等		
1		輸送用バス（各小学校用）	台	
		各校～川崎市八ヶ岳少年自然の家 他		
2		リフト付バス(各小学校用)	台	
		各校～川崎市八ヶ岳少年自然の家 他		
3		輸送用バス（実地踏査用）	台	
		谷保駅～川崎市八ヶ岳少年自然の家		
4		輸送用福祉車両（各小学校用）	台	
		各校～川崎市八ヶ岳少年自然の家 他		
5		食事代（朝食相当額）	食	
6		食事代（昼食相当額）	食	
7		食事代（夕食相当額）	食	
8		食事代（バーベキュー相当額）	食	
9		食事代（サステナブル弁当相当額）	食	
10		個人賠償責任保険	人	

契約担当者

(教) 学校教育部指導課

債務負担額内訳

令和7年度金額（1年目） 円 .
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円 .）
令和8年度金額（2年目） 円 .
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円 .）

川崎市自然教室委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。)及び指示書等(必要に応じて別途発行する業務内容指示書及び発注書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款、設計図書及び指示書等を内容とする業務をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の契約単価(以下「契約単価」という。)をもって、契約書記載の期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。ただし、指示書等に別途期間の指定がある場合はその期間(以下「指定期間」という。)内に業務を完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

6 この約款、設計図書及び指示書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

第2条 受注者は、業務日程表の提出について発注者から指示を受けた場合は、設計図書又は指示書等に基づき業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務日程表の修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、契約の目的物(以下「成果物」という。)、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第4条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人(ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。)をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者はただちに業務内容の変更等について受注者へ連絡し、書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは指定期間又は契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

3 前項の受注者へ損害を及ぼした場合の輸送用バスに係る損害金は次のとおりとする。なお、損害金の算定にあたっては業務内容の変更等の連絡があった日から起算する。また、算定にあたり、イからオまでの二以上に該当する場合は、それぞれの金額を合算した金額とする。

ア 15日前までの変更等の場合	損害金は発生しない。
イ 14日前から8日前までの変更等の場合	当該バス単価の20%に変更等を実施した数量を乗じた金額
ウ 7日前から2日前までの変更等の場合	当該バス単価の30%に変更等を実施した数量を乗じた金額
エ 前日の変更等の場合	当該バス単価の50%に変更等を実施した数量を乗じた金額
オ 当日の変更等の場合	当該バス単価の100%に変更等を実施した数量を乗じた金額

(受注者の請求による履行期間又は指定期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間又は指定期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間又は指定期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 第9条の場合を除く事由により、業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、実施した月の業務を完了したときは、直ちに業務完了届をその都度発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。
(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する実施した月の検査合格後において、受注者からの実施した月の適法な請求を受けた日から起算して30日以内に、委託代金をその都度支払うものとする。ただし、個人賠償責任保険に相当する額については、発注者は契約締結後、受注者の適法な請求を受けた日から起算して30日以内に、全校分一括して概算払にて支払うものとする。

(委託代金の精算)

第15条の2 受注者は第15条により支払いを受けた個人賠償責任保険に相当する額については、当該事業の終了後、速やかにこれを精算しなければならない。

2 受注者は前項により精算した場合に残金が生じたときは、発注者の指示に従い、返納しなければならない。
(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第19条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し(以下この条におい

て単に「引渡し」という。)を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第20条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。
- 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうちにその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目

的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

(8) 第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第 21 条の 3 第 21 条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条の 4 第 21 条又は第 21 条の 2 に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 21 条の 5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 21 条の 6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第 9 条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 9 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条の 7 第 21 条の 5 又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 22 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第 2 項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第 21 条又は第 21 条の 2 の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第 22 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 21 条又は第 21 条の 2 の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規

定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務者等

3 第 1 項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第 2 3 条 契約が解除された場合において、第 17 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 21 条又は第 21 条の 2 の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第 21 条又は第 21 条の 2 によるときは受注者が負担し、第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

5 第 3 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第 2 項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 21 条又は第 21 条の 2 によるときは発注者が定め、第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第 2 4 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第 1 項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第 2 5 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているとき

は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第25条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第26条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第 1 7 条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

(1) 個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

(2) 日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

(3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

(4) 各種の認定・認証制度 (ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001・27017 等) の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 1 8 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、

紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第19条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第20条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第21条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第23条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

令和8年度川崎市立小学校自然教室運営委託仕様書

この仕様書は、川崎市八ヶ岳少年自然の家（以下「八ヶ岳」という。）において実施される令和8年度川崎市立小学校自然教室事業（以下「自然教室事業」という。）の実施に必要な人員輸送業務等の委託について、詳細を定めたものである。

受注者は発注者の指示に基づき、実施校と協議の上、委託業務の履行に万全を期するものとする。

1 使用宿泊施設

川崎市八ヶ岳少年自然の家

- (1) 所在地 〒399-0101 長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482
- (2) 電話 0266(66)2011
- (3) FAX 0266(66)2014

2 実施校及び時期

別表1のとおり。

3 業務内容

(1) 輸送業務

川崎市八ヶ岳少年自然の家（小学校・2泊3日）

- ア 実施校と八ヶ岳との間のバスによる往復の人員輸送に関する事。
- イ 人員輸送の手段としては、定員53人以上の貸切観光バスを使用する。
- ウ 上限45人に1台配車し、バス1台につき、乗務員は運転手1人とする。また、運転手は、車内設備の案内等を行うこと。
- エ 全ての車両に自動車電話又は携帯電話を備え、バス相互間で連絡が取れることとする。また、電話番号を事前に学校に伝え、緊急時に迅速に連絡が取れるようにすること。
- オ 運送にあたっては、原則学校ごとに同一の輸送業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者に限る。）のバスを使用することが望ましい。ただし、複数の輸送業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者に限る。）のバスを使用する場合は、受託者が輸送業者間の連絡体制を確立し、責任を持って対応すること。
- カ 実施に当たって、発注者から要請があった場合には、リフト付きバス又は福祉車両を配車すること。各種車いすサイズに対応でき、安全かつ着脱・調整が容易であるものとする。なお、配車が困難な場合は、発注者と協議することとする。

(2) 個人賠償責任保険の加入及び給付等に関する手続き業務

自然教室事業実施期間中における保険加入及び給付に関する事務手続き業務に関する事。

(3) 実地踏査に関する業務

- ア 令和8年7月及び令和9年3月に、参加学校の引率教職員を対象に行う実地踏査（事前の下見）において、集合場所のJR南武線谷保駅前から八ヶ岳までの間のバスによる往復の人員輸送に関する事。ただし、八ヶ岳近隣の見学施設等への輸送を含む。
- イ 担当者及び乗務員にかかる身分保障及び宿泊料等は受注者の負担とする。
- ウ 上限53人の輸送用バスを令和8年7月の実地踏査では1台、令和9年3月の実地踏査では2台を配車し、乗務員はそれぞれ運転手1人とする。また、運転手は、車内設備の案内等を行う。

エ 全ての車両に自動車電話又は携帯電話を備え、バス相互間で連絡が取れる状態にすること。

オ 運送にあたっては、原則同一の輸送業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者に限る）のバスを使用することが望ましい。ただし、複数の輸送業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者に限る）のバスを使用する場合は、受託者が輸送業者間の連絡体制を確立し、責任を持って対応すること。

(4) 教職員及び指導補助員の食事代の支払

ア 受注者は、自然教室実施期間中における各学校の教職員及び指導補助員の八ヶ岳少年自然の家の食事代（朝食、昼食、夕食、野外調理代）を支払うこと。

イ 食事代は八ヶ岳少年自然の家が設定する単価で支払うこと。ただし、契約後、食事代の単価に変更があった場合は変更契約を締結する。

ウ 八ヶ岳少年自然の家への食事代以外の支払いに要する手数料等が必要な場合はバス単価に含めること。

4 バスの配車

輸送日程は別表1のとおりとするが、履行人数及び実施日程等是一部変更されることがある。また、配車時間及び配車場所については、学校担当教員または発注者と打合せを行う。

5 対象人員

委託業務の履行対象人員は、各小学校の児童・引率教職員・指導補助員及びその他の発注者が指定するものとする。

6 輸送経路

輸送経路は、実施校の所在地・教育活動・児童等の健康及び交通の状況等を勘案の上、委託業務を最も合理的で安全かつ迅速に履行しうる経路（中央自動車道等）を通行するものとする。

7 危険負担等

受注者は、履行期間をとおして委託業務にかかわる不測の事態の発生に備えて万全の措置を講じるほか、関係の法令に従いその責めを負うものとする。臨機の措置をとる時、又はとった時は遅滞なく発注者に報告し、その指示に従うものとする。

8 個人賠償責任保険

実施期間中参加者に対して、個人賠償責任保険を付すものとする。保険金給付額は、1人につき300,000円を最低限度とし、加入及び給付等に関する一切の事務手続きを各学校と連絡調整の上実施すること。

9 留意事項

(1) 各実施校と事前及び当日に連絡、調整し、実施にあたり混乱は絶対に生じさせてはならないこと。また、実施校との連携を密にし、輸送等に関し調整を図ること。なお、これらの調整に係る経費はバス単価に含めること。

(2) 受託業務上、他の公共団体及び実施校等の中で支障が発生した場合は、必要に応じて解約の措置を行う場合があること。

(3) 災害、感染症等の運営に支障をきたす事情が判明した場合、発注者の指示により業務内容を変更もしくは中止する場合があること。

(4) 有料道路代及びバス運行に関する経費、バス借上げに伴う運転手に係る経費、その他に要する一切の経費はバス単価に含めること。

(5) 受注者は、実施校に対し、自然教室期間中の学校旅行保険等の説明を行うとともに、仲

介を行うこと。また、保険加入及び給付に関する一切の事務手続を行うこと。

10 その他

この仕様書に定めがない業務実施上の事項については、発注者と受注者で協議する。

令和8年度 小学校自然教室参加者数等一覧

別表 1

セットNo	日程	学校名	学級数	児童数	教員数	補助員数	参加者総数 (保険対象者数)	バス等	
1	5/19(火) ~ 5/21(木)	今井	3	91	7	5	103	3	
2	5/21(木) ~ 5/23(土)	西丸子	3	81	7	5	93	3	
		富士見台	6	187	11	9	207	5	
3	5/24(日) ~ 5/26(火)	住吉	3	89	7	5	101	3	
		東生田	4	123	8	6	137	4	
4	5/26(火) ~ 5/28(木)	中原	4	130	8	6	144	4	
		新町	2	55	5	3	63	2	
		下布田	2	51	5	3	59	2	
5	5/28(木) ~ 5/30(土)	上作延	3	102	7	5	114	3	
		下小田中	5	179	10	8	197	5	
6	5/31(日) ~ 6/2(火)	大谷戸	5	148	10	8	174	4	
		驥	1	2	4	2			
7	6/2(火) ~ 6/4(木)	小田	3	89	7	5	101	3	
		南菅	2	42	5	3	50	2	
		麻生	4	118	8	6	132	3	
8	6/4(木) ~ 6/6(土)	さくら	2	52	5	3	60	2	
		上丸子	4	144	8	6	158	4	
		新作	3	102	7	5	114	3	
9	6/9(火) ~ 6/11(木)	久末	3	111	7	5	123	3	
		宮内	4	140	8	6	154	4	
10	6/11(木) ~ 6/13(土)	菅生	4	114	8	6	128	3	
		古川	6	193	3	9	205	5	
11	6/14(日) ~ 6/16(火)	東高津	5	169	10	8	187	5	
		東小田	2	49	5	3	57	2	
12	6/16(火) ~ 6/18(木)	南原	2	39	5	3	47	2	
		宮崎	6	214	11	9	234	6	
13	6/18(木) ~ 6/20(土)	小杉	5	173	10	8	191	5	
		東住吉	3	96	7	5	108	3	
14	6/28(日) ~ 6/30(火)	宮崎台	4	146	8	6	160	4	
		木月	2	65	5	3	73	2	
		王禪寺中央	3	94	7	5	106	3	
15	7/2(木) ~ 7/4(土)	岡上	2	50	5	3	58	2	
		鷺沼	6	197	11	9	217	5	
		虹ヶ丘	1	31	4	2	37	1	
16	7/5(日) ~ 7/7(火)	苅宿	3	92	7	5	104	3	
		犬蔵	5	164	10	8	182	5	
17	7/7(火) ~ 7/9(木)	平	3	85	7	5	97	3	
		長沢	4	111	8	6	125	3	
18	9/3(木) ~ 9/5(土)	長尾	2	56	5	3	64	2	
		橘	5	159	10	8	177	4	
19	9/6(日) ~ 9/8(火)	井田	5	167	10	8	185	5	
		幸町	3	100	7	5	112	3	
20	9/8(火) ~ 9/10(木)	東菅	3	108	7	5	120	3	
		日吉	5	174	10	8	192	5	
21	9/10(木) ~ 9/12(土)	西生田	5	149	10	8	167	4	
		殿町	2	53	5	3	61	2	
22	9/13(日) ~ 9/15(火)	野川	5	156	10	8	174	4	
		西野川	2	62	5	3	70	2	
		南野川	2	54	5	3	62	2	
23	9/15(火) ~ 9/17(木)	はるひ野	4	127	8	6	141	4	
		柿生	4	123	8	6	137	4	
24	9/17(木) ~ 9/19(土)	大島	2	56	5	3	64	2	
		宮前平	4	128	8	6	142	4	
25	9/27(日) ~ 9/29(火)	平間	3	98	7	5	110	3	
26	9/29(火) ~ 10/1(木)	藤崎	3	103	7	5	115	3	
		白幡台	2	36	5	3	44	1	
27	10/1(木) ~ 10/3(土)	真福寺	1	32	4	2	38	1	
		旭町	3	106	7	5	118	3	
28	10/4(日) ~ 10/6(火)	下河原	1	27	4	2	33	1	
		東大島	2	44	5	3	52	2	
29	10/18(日) ~ 10/20(火)	坂戸	4	116	8	6	130	3	
		中野島	4	139	8	6	153	4	
30	10/20(火) ~ 10/22(木)	栗木台	4	111	8	6	125	3	
		宿河原	4	128	8	6	142	4	
令和8年度後期実地踏査【2026/7/23(木)-7/24(金)】					40			1	
令和9年度前期実地踏査【2027/3/25(木)-3/26(金)】					80			2	
リフト付きバス								3	
輸送用福祉車両								3	
計					6,730	459	339	7,528	211

入札（見積）書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

代 理 人 名

印

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積り）
します。

		十億			百万			千		円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	---

(件 名 令和8年度川崎市立小学校自然教室運営委託)

(履行場所 各実施校及び川崎市八ヶ岳少年自然の家 他)

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。
訂正したものは無効とします。
3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。

委任状

私は、「令和8年度川崎市立小学校自然教室運営委託」に関する契約において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項 1 入札（見積）に関すること。
- 2 開札の立会いに関すること。

令和 年 月 日

（あて先） 川崎市長

委任者（代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所在地

商号又は名称

受任者職氏名

印